

山陽小野田市環境衛生センター  
長期包括運転管理事業

実施方針

令和3年4月

山陽小野田市



# 目 次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 事業内容に関する事項                          | 1  |
| 1. 事業の名称                                | 1  |
| 2. 事業目的                                 | 1  |
| 3. 業務実施場所                               | 1  |
| 4. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類                | 1  |
| 5. 本施設の管理者                              | 1  |
| 6. 事業内容                                 | 1  |
| 7. 事業期間                                 | 1  |
| 8. 本事業に係る対価                             | 1  |
| 第2章 事業者の募集及び受託者の選定に関する事項                | 2  |
| 1. 事業者の募集及び受託者の選定方法                     | 2  |
| 2. 募集及び選定の手順                            | 2  |
| 3. プロポーザル公告及びプロポーザル説明書等の公表              | 3  |
| 4. 応募者のプロポーザル参加資格要件                     | 3  |
| 5. 現地見学会                                | 5  |
| 6. 応募者の審査及び受託者の選定                       | 5  |
| 7. 受託候補者決定後の手続き                         | 6  |
| 8. 著作権                                  | 6  |
| 9. 応募に係る費用負担                            | 6  |
| 第3章 本事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項              | 7  |
| 1. 想定されるサービスの水準・仕様                      | 7  |
| 2. 想定されるリスクの分担                          | 7  |
| 3. 市による事業の実施状況の監視                       | 8  |
| 第4章 本事業の対象施設                            | 9  |
| 1. 対象施設                                 | 9  |
| 第5章 事業の継続が困難となった場合における措置                | 10 |
| 1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合      | 10 |
| 2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合        | 10 |
| 3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合 | 10 |
| 第6章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援           | 11 |
| 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項                    | 11 |
| 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項                    | 11 |
| 3. その他                                  | 11 |
| 第7章 その他事業の実施に関し必要な事項                    | 12 |
| 1. 実施方針の変更                              | 12 |
| 2. 議会の議決                                | 12 |
| 3. 情報提供                                 | 12 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 4. 本実施方針に関する担当部署 .....             | 12 |
| 別添様式 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見 ..... | 13 |

## 第1章 事業内容に関する事項

### 1. 事業の名称

山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業

### 2. 事業目的

山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業（以下、「本事業」という。）は、山陽小野田市（以下、「市」という。）が整備した山陽小野田市環境衛生センター（以下、「本施設」という。）の基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、民間の創意工夫による効率的な包括的運転管理を目的として実施する。

### 3. 業務実施場所

山陽小野田市大字小野田 7525 番地 2

### 4. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称：山陽小野田市環境衛生センター

種類：一般廃棄物処理施設

### 5. 本施設の管理者

山陽小野田市 管理者 藤田 剛二

### 6. 事業内容

本事業は、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務、情報管理業務及びその他関連業務からなる。

なお、市及び事業者の実施する業務及び分担については、「要求水準書（案）」にて示すとおりである。

### 7. 事業期間

運営準備期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

運 営 期 間：令和4年4月1日から令和12年3月31日まで 8年間

事 業 期 間：契約締結日から令和12年3月31日まで

### 8. 本事業に係る対価

市は、委託料として運転管理期間にわたって事業者を支払う。

なお、詳細については、プロポーザル公告時に公表する。

## 第2章 事業者の募集及び受託者の選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び受託者の選定方法

本事業では応募者が、本事業のプロポーザル公告に際して配布するプロポーザル説明書、要求水準書、事業契約書（案）、受託者決定基準書、様式集、提出書類の作成要領などの書類（以下「プロポーザル説明書等」という。）に示すプロポーザル参加資格要件を満たしており、かつ提案内容が、技術的観点から市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として受託者を決定する。

なお、受託者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、公募型プロポーザル方式により行うことを予定している。

### 2. 募集及び選定の手順

#### 1) 募集及び選定スケジュール（予定）

市は以下の手順により、応募者を選定することを予定している。なお、具体的な日程についてはプロポーザル公告時に示す。

表2-1 募集及び受託者の選定スケジュール（予定）

| 内 容                                | 日 程           |
|------------------------------------|---------------|
| ① 実施方針及び要求水準書（案）の公表                | 令和3年 4月12日（月） |
| ② 実施方針及び要求水準書（案）に関する<br>質問・意見の受付期限 | 令和3年 4月21日（水） |
| ③ 上記質問・意見への回答の公表                   | 令和3年 5月12日（水） |
| ④ プロポーザル公告及びプロポーザル説明書等の公表          | 令和3年 7月上旬     |
| ⑤ 第1回プロポーザル説明書等に関する質問・意見の<br>受付期限  | 令和3年 7月中旬     |
| ⑥ 上記質問・意見への回答の公表                   | 令和3年 7月下旬     |
| ⑦ プロポーザル参加資格審査申請書類受付・審査            | 令和3年 7月下旬     |
| ⑧ プロポーザル参加資格審査結果の通知                | 令和3年 8月上旬     |
| ⑨ 現地見学会                            | 令和3年 8月上旬     |
| ⑩ 第2回プロポーザル説明書等に関する質問・意見の<br>受付期限  | 令和3年 8月中旬     |
| ⑪ 上記質問・意見への回答の公表                   | 令和3年 8月下旬     |
| ⑫ 事業提案書等プロポーザル書類の受付                | 令和3年 9月下旬     |
| ⑬ ヒアリングの開催                         | 令和3年 10月下旬    |
| ⑭ 受託候補者決定                          | 令和3年 10月下旬    |
| ⑮ 事業契約仮契約締結                        | 令和3年 11月中旬    |
| ⑯ 事業契約本契約                          | 令和3年 12月下旬    |

## 2) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及び回答

本実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。

### (1) 受付期間

本実施方針公表日から令和3年4月21日（水）17:00までとする。

### (2) 提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。

#### ① 送付先

山陽小野田市 市民部 環境課 環境政策係

#### ② E-mail

kankyo@city.sanyo-onoda.lg.jp

#### ③ タイトル

「(提出者名) - 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見」

### (3) 到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、市が到達確認のE-mailを返信する。

### (4) 回答の公表

質問・意見書に対する回答は、令和3年5月12日（水）に市のホームページの掲載により公表する。

## 3. プロポーザル公告及びプロポーザル説明書等の公表

プロポーザル公告は令和3年7月上旬とし、市のホームページの掲載により公表する。

## 4. 応募者のプロポーザル参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとし、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

### 1) 応募者の構成等

(1) 応募者は、本事業を実施する予定の単体企業または複数の企業によって構成されるグループ（以下、「企業グループ」という。）とする。

(2) 本事業において特別目的会社は設立しない。

(3) 応募者は、本事業の主たる業務を実施し、かつ「第2章4.2) 本事業を行う者の参加資格要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。

(4) 代表企業、企業グループを構成する者は、他の応募者になることはできない。

(5) 応募者と資本関係または人的関係のある者は、他の応募者となることはできない。なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

#### ① 資本関係がある場合

以下のいずれかに該当する2者をいう。

(7) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係がある場合

以下のいずれかに該当する 2 者をいう。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤または非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他受託者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

上記①または②と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合

2) 本事業を行う者の参加資格要件

本事業を行う者は、次の実績要件を全て満たすものとする。

なお、企業グループで応募する場合は、代表企業が全ての要件を有することとする。

(1) 平成 23 年 4 月 1 日以降に地方公共団体が発注した廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項または第 9 条の 3 に規定する一般廃棄物処理施設の連続運転式焼却施設（回転火格子と堅型火格子を除くストーカ方式とする。）の運転管理（本事業と同種の長期包括的運転管理事業を指す。）の受注実績を元請として 1 件以上有すること。

(2) 本事業の総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格を有し、かつ、一般廃棄物処理施設の連続運転式焼却施設（回転火格子と堅型火格子を除くストーカ方式とする。）にて 5 年以上の実務経験を有する者を専任で配置できること。

(3) 本事業の副総括責任者として、一般廃棄物処理施設の連続運転式焼却施設（回転火格子と堅型火格子を除くストーカ方式とする。）にて 5 年以上の実務経験を有する者を専任で配置できること。

3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(3) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状



況が著しく不健全であると認められる者

- (5) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (6) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (9) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 12 日山陽小野田市条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団及びその暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者
- (10) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (11) 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
  - ・株式会社日建技術コンサルタント
  - ・弁護士法人関西法律特許事務所
- (12) 本事業に関するプロポーザル審査委員会の委員が所属する企業
- (13) 本事業に関するプロポーザル審査委員会発足から受託者の決定に関する公表までの期間に、当該委員会の委員に対し接触等の働きかけを行った者

#### 4) プロポーザル参加資格の確認

- (1) 参加資格確認基準日はプロポーザル参加資格審査申請書類提出日とする。
- (2) 受託候補者決定日までの間に応募者がプロポーザル参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を受託者決定のための審査対象から除外する。
- (3) 受託候補者決定日の翌日から事業契約本契約までの間に応募者がプロポーザル参加資格要件を欠いた場合、市は受託候補者決定を取り消す。この場合において、市は、受託候補者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わない。

#### 5. 現地見学会

市は、プロポーザル参加資格審査を通過した応募者に対し、現地見学会を応募者別に実施する。

#### 6. 応募者の審査及び受託者の選定

##### 1) 審査の機関

応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、市が設置したプロポーザル審査委員会において審査及び受託候補者の選定を実施する。

なお、プロポーザル審査委員会発足から受託者の決定に関する公表までの期間に、当該委員会の委員に対し接触等の働きかけを行った者は失格とする。

## 2) 審査の手順及び方法

### (1) プロポーザル参加資格審査

プロポーザル参加資格審査は、参加表明時に提出するプロポーザル参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

### (2) 事業提案審査

事業提案審査は、あらかじめ設定した審査事項に従って、プロポーザル審査委員会において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案（受託候補者）を選定する。

なお、応募者から提出された事業提案書について、ヒアリングを開催する。

### (3) 審査事項

審査事項の詳細については、プロポーザル公告時に公表する。

### (4) 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を市ホームページに掲載する。

## 7. 受託候補者決定後の手続き

市と受託候補者は、受託候補者の決定後、速やかに本事業の事業契約締結に向け契約内容について協議する。

なお、契約内容の協議はプロポーザル公告時に公表する事業契約書（案）の詳細な詰め協議を行うものであり、プロポーザル説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

## 8. 著作権

応募者が提出する応募資料の著作権は、応募者に帰属する。

なお、本事業の公表、その他市が必要と認めるとき、市は応募資料の一部を応募者との協議の上、使用できるものとする。

## 9. 応募に係る費用負担

本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とする。

### 第3章 本事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、本施設の基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的な運転・維持管理を目的として実施するものとする。

なお、市及び事業者の実施する業務及び分担については、「要求水準書（案）」にて示すとおりである。

#### 2. 想定されるリスクの分担

##### 1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。本事業に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

##### 2) 想定されるリスクの分担

市と事業者のリスク分担は、原則として次のとおりとする。

表3-1リスク分担（1/2）

| No. | リスクの項目   | リスクの内容                             | 市 | 事業者 |
|-----|----------|------------------------------------|---|-----|
| 1   | 募集資料リスク  | 事業者募集資料の誤り又は変更によるもの                | ○ |     |
| 2   | 契約リスク    | 市の責に帰すべき理由により契約できない場合              | ○ |     |
| 3   |          | 事業者の責に帰すべき理由により契約できない場合            |   | ○   |
| 4   | 施設の劣化リスク | 事業者の責に帰すべき理由による施設の劣化に関するもの         |   | ○   |
| 5   |          | 上記以外のもの                            | ○ |     |
| 6   | 住民対応リスク  | 事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望等に関するもの |   | ○   |
| 7   |          | 上記以外の住民反対運動、訴訟・要望等に関するもの           | ○ |     |
| 8   | 政治リスク    | 政策方針の転換による事業内容の変更又は事業中止に関するもの      | ○ |     |
| 9   | 第三者賠償リスク | 事業者が実施する業務に起因して発生する事故等に関するもの       |   | ○   |
| 10  |          | 上記以外の事故等に関するもの                     | ○ |     |
| 11  | 応募参加コスト  | 応募参加コストに関するもの                      |   | ○   |
| 12  | 法令変更リスク  | 本事業に直接関連する法令・税制度の変更等に関するもの         | ○ |     |
| 13  |          | 上記以外の法令・税制度の変更等に関するもの              |   | ○   |

表3-2リスク分担 (2/2)

| No. | リスクの項目     | リスクの内容                                 | 市 | 事業者 |
|-----|------------|--|---|-----|
| 14  | 不可抗力リスク    | 天災・暴動等不可抗力によるもの                        | ○ | △   |
| 15  | 物価変動リスク    | 物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲内）         |   | ○   |
| 16  |            | 物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲を超えた部分）    | ○ |     |
| 17  | ごみ量変動リスク   | 施設許容量以内のごみの受入に関するもの                    |   | ○   |
| 18  |            | 施設許容量を超過するごみの受入に関するもの                  | ○ |     |
| 19  | ごみ質変動リスク   | 計画ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの                  |   | ○   |
| 20  |            | 計画ごみ質の範囲を超えるごみ質変動に関するもの                | ○ |     |
| 21  | 要求水準不適合リスク | 契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものに限る） | ○ |     |
| 22  |            | 契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを除く） |   | ○   |
| 23  | 情報流出リスク    | 市の責に帰すべき理由による個人情報の流出リスク                | ○ |     |
| 24  |            | 事業者の責に帰すべき理由による個人情報の流出リスク              |   | ○   |

※：○：主分担 △：従分担

### 3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市または事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

なお、詳細については、プロポーザル公告時に公表する。

### 3. 市による事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する業務について監視を行う。監視の方法、内容等については、プロポーザル公告時に公表する。

また、事業者の提供する業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

## 第4章 本事業の対象施設

### 1. 対象施設

本事業の対象施設（本施設）の概要は次のとおりである。

表4-1 施設概要

| 項目       |              | 内容  |
|----------|--------------|---|
| 施設名称     |              | 山陽小野田市環境衛生センター  |
| 供用開始     |              | 平成27年4月1日   |
| 敷地面積     |              | 11,372 m <sup>2</sup>   |
| 延床・建築面積  | 工場棟          | 延床：5798.36 m <sup>2</sup> 、建築：3218.03 m <sup>2</sup>                |
|          | 計量棟          | 延床：143.92 m <sup>2</sup> 、建築：109.44 m <sup>2</sup>                  |
|          | 車庫棟          | 延床：324.70 m <sup>2</sup> 、建築：434.70 m <sup>2</sup>                  |
|          | 洗車棟          | 延床：117.60 m <sup>2</sup> 、建築：117.60 m <sup>2</sup>                  |
|          | 洗車棟助燃油移送ポンプ室 | 延床：6.08 m <sup>2</sup> 、建築：6.08 m <sup>2</sup>                      |
|          | 計            | 延床：6390.66 m <sup>2</sup> 、建築：3775.85 m <sup>2</sup>                |
| 炉形式      |              | 全連続ストーカ式焼却炉   |
| 施設規模     |              | 90t/24h (45t/24h×2 炉)   |
| 熱灼減量     |              | 5%以下  |
| 受入供給設備   | ごみ           | ピットアンドクレーン方式  |
|          | 可燃性粗大ごみ      | 圧縮せん断式  |
|          | 汚泥           | 受入：ホッパ及びスクリーンコンベヤ方式<br>供給：コンベヤ及びポンプ方式<br>乾燥：キルン方式<br>搬送：コンベヤ及びホッパ方式 |
| 燃焼設備     |              | ストーカ方式（横型）  |
| 燃焼ガス冷却設備 |              | 水噴射式  |
| 排ガス処理設備  |              | バグフィルタ集じん方式<br>乾式（有害ガス除去装置＋ダイオキシン類除去装置＋無触媒脱硝装置）                     |
| 給水設備     | 生活用水         | 上水  |
|          | プラント用水       | 中水、上水及び浸出水（ガス冷却水用）  |
| 排水処理設備   | ごみピット汚水      | 炉内噴霧またはごみピットへの返送等   |
|          | プラント排水       | 施設内循環使用（無放流）  |
|          | 生活排水         | 下水道放流   |
| 余熱利用設備   | 熱回収率         | 10%以上   |
| 通風設備     |              | 平衡通風方式  |
| 灰出し設備    | 焼却灰          | 灰バンカ貯留後場外搬出（セメント原料化）  |
|          | 飛灰           | 飛灰サイロ貯留後ジェットパック車にて搬出（セメント原料化）                                       |
| 電気設備     |              | 高圧受電方式  |

## 第5章 事業の継続が困難となった場合における措置

### 1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。また、事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他、市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

## 第6章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合、それによることとする。

なお、現時点では、本事業を実施する事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合、それによることとする。

なお、現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 3. その他

法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合、市は事業者との協議により対応を検討することとする。

## 第7章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1. 実施方針の変更

本実施方針は、実施方針及び要求水準書（案）を公表する時点での本事業の方針等を示したものであるため、プロポーザル公告までに当該内容を見直し、変更を行うことがある。

### 2. 議会の議決

市は、事業契約にあたって、予め議会の議決を経るものとする。

### 3. 情報提供

情報提供は、適宜、市のホームページにて行う。

### 4. 本実施方針に関する担当部署

山陽小野田市 市民部 環境課 環境政策係

|        |   |
|--------|---|
| 郵便番号   | 756-8601  |
| 住所     | 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号   |
| E-mail | kankyo@city.sanyo-onoda.lg.jp   |
| ホームページ | <a href="https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/">https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/</a> |



別添様式 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見

別ファイルで提供する「別添様式」に記入のうえ、提出すること。

実施方針等に関する質問、意見

山陽小野田市 藤田 剛二 様

年 月 日

会社名： \_\_\_\_\_  
 所 属： \_\_\_\_\_  
 担当者： \_\_\_\_\_  
 T E L： \_\_\_\_\_  
 F A X： \_\_\_\_\_  
 E-mail： \_\_\_\_\_

「山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業」の実施方針等について、質問・意見がありますので提出します。

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目  | 内 容                 |
|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------|
|     |     |     |     |     | <記入例>               |
| 1   | 1   | 1   | 1)  | (1) | 業務内容は・・・と考えるとよろしいか。 |

1. 実施方針に対する質問・意見

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1   |     |     |     |    |     |
| 2   |     |     |     |    |     |
| 3   |     |     |     |    |     |

2. 要求水準書（案）に対する質問・意見

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目 | 内 容 |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1   |     |     |     |    |     |
| 2   |     |     |     |    |     |
| 3   |     |     |     |    |     |

※1 質問・意見等は、1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2 質問・意見数に応じて行数を増やし、「No.」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No.」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。